

〔開会〕

○事務局（室長）

それでは、定刻を過ぎておりますので、ただ今から、令和4年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。コロナ禍ですので、立つとプレートより顔が上がってしまいますので、着席のまま進めていきます。お許してください。

委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、お暑い中、ご出席いただきありがとうございます。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたところ、5名の傍聴申込みがあり、本日、5名の方が傍聴されていますことを報告します。

傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴者の方から、傍聴申込時の留意事項に基づき、事前に写真撮影の申込がありましたので、本日は写真撮影のあることを申し添えます。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことをお知らせします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員の方が4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計14名の出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

それでは、これからの議事進行は、会長の方をお願い致します。

会長よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

初めに滋賀労働局長から挨拶がありますので、労働局長よろしくお願いいたします。

○局長

委員の皆様こんにちは。本日はご多用のところ、第2回目となります最低賃金審議会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

既に、事務局から皆様にはご連絡さしあげていることと存じますが、今年度の地域別最低賃金改定の目安につきましては、従来でございましたら、7月末頃、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛てに答申がなされるところでございますが、今日現在におきましても、まだこの目安の審議が継続中であると聞いております。

したがいまして、本日の審議会におかれましては、目安額等の具体的な金額を申し上げることはできませんが、今後、来週はじめにも最低賃金の目安答申がある場合を想定しまして、専門部会の日程調整を改めてさせていただくとともに、答申いただく本審につきましても、日程調整を改めてさせていただくことを本日、事務局より後ほどご説明させていただきたいと存じます。

専門部会の委員の皆様におかれましては、このような状況ですので、例年以上に厳しい日程での協議となるものでございますが、本審に報告を頂くご対応につきましては、最善を尽くしてご審議いただくようお願い申し上げますところでございます。

事務局としましても、今後の審議会の進行に関しまして、十分に尽力してまいりますので、どうぞ皆様のご協力、ご理解をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日のご審議、どうぞよろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、議題(1)の「関係労働者の意見聴取について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

今年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条第1項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされ、7月19日までに審議会に意見書を提出すべき旨を滋賀労働局一般公示第22号により公

示した結果、令和4年7月15日に滋賀県労連・滋賀一般労組 書記長 金森祐紀(かなもり ゆうき)様、滋賀県自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本 高(すぎもと たかし)様、滋賀県医療労働組合連合会執行委員長 浜田美子(はまだ よしこ)様から、また、19日にコープしが労働組合執行委員長 山田 博也(やまだ ひろや)様から意見書の提出があり、資料 1としてお手元に配布しております。

また、意見書ではございませんが、当審議会に滋賀県労働組合総連合の岡本議長様から「最賃審議会にかかわる申し入れ」の提出がありましたので、こちらは机の上に置いております。

○会長

それでは、時間の関係もありますので、代表しまして、3つの団体から、ご意見をお伺いします。

まず金森(かなもり)様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

意見陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。

よろしく申し上げます。

○陳述人

滋賀県労連・滋賀一般労組、金森祐紀です。

滋賀最低賃金審議会への意見。

私たち滋賀県労連・一般労組は「8時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求め、現在の貧困と格差が広がる社会を変えようと取り組んでいます。以下のとおり意見を述べます。

日本の実質賃金は、1997年を100としたとき、88.9%と下がっています。最低賃金の全国平均の1.1倍以下で働く人の割合は、2020年に14.2%となり、2009年の7.5%から10年ほどで倍増しています。そこにこの物価高です。その中での労働者の苦しさ、最低賃

金引き上げの世論の広がりにもかかわらず、目安がどうなるか現時点ではわかりませんが、昨年同様の水準であるなら低いと言わなければならず、全国の地域差を解消する道筋は見えません。

最賃近傍で働く労働者の状況について

私たちが加盟する滋賀県労連は、今2月、医療・介護・保育・福祉の県内事業所の経営者に緊急アンケートを依頼し、101の事業所から回答がありました。その中で「私たちは全産業平均と比べて低い医療機関、保健所、介護施設、障害福祉施設、保育所などで働く労働者に月額4万円以上、時間給250円以上の引き上げが必要だと考えます。このことに対して、どのように考えられますか。」と問いました。結果は、「高い」10.9%、「妥当である」78.3%、「低い」10.9%との回答があり、約9割が現行の水準では不足していると答えています。理由として多かったのは、低賃金による人材確保の難しさです。全産業平均と比べるとケア労働者は、賃金が低く、最低賃金近傍で勤務する労働者も少なくありません。経営者も労働者も切実です。ケア労働者の待遇改善という取り組みとともに、底上げするための最低賃金の引き上げが求められていると考えます。

低すぎる水準は、容認できない。

私たちの仲間が全国18都道府県で行った最低生計費調査では、若者が一人暮らししながら人間らしく生活するには、月22万円から24万円、税込の収入が必要で、時間額にすると1,300円から1,600円、月150時間労働として必要との結果が得られています。

さらに、東京北区は1,664円、佐賀は1,613円で、東京の高い居住費と佐賀では自動車所有が欠かせないことで相殺され、地方と大都市でも生計費に大きな差がないことが確認できました。滋賀で考えれば、通勤・通学圏内の近隣府県との差は、勤務場所の選択や労働人口の移動に悪影響があり、問題があると考えます。生計費はどこもそれほど変わらないのですから、最低賃金は全国一律であるべきです。

街頭で宣伝していても最賃引き上げへの期待は大きいです。先の参議院議員選挙では、主要政党のほとんどが差はありますが、最低賃金の引き上げを公約に掲げました。それを見ても最低賃金引き上げは大きな声ですし、当然の要求です。憲法の理念にも最賃法の目

的にも合致します。

現行の 896 円から昨年並みの引き上げとなれば、900 円台前半の求人は、ほとんど無くなるでしょう。小さいことだとは思いません。しかし、年間 1800 時間働いても総額で 200 万円にも届きません。私たちの仲間の最低生計費調査結果と比べてもあまりに低く、家族から独立して不安なく暮らせる金額ではありません。賃金の底上げのため、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求める声は着実に広がっています。この額が、ほとんどの労働者の下限となることを容認できません。

おわりに。

昨年は、改正決定の答申にコロナ禍ということもあって、賃金引き上げの支援について申し添えがありました。審議会の意見に敬意を表するとともに、引き続きこれからも賃金引き上げに関する支援策の向上について、声をあげていただくことをお願いします。

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが、最低賃金近傍で働く労働者の姿を十分捉え、貧困と格差を解消する力となり、コロナからの経済回復の道筋を示し、私たちの仲間の最低賃金資産調査が示す、時間額 1,500 円へと早期の引き上げと、全国一律へ進むことができるように審議されることを心から期待します。

以上、意見とします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

○全委員

〔意見、質問等上がりず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

○会長

続きまして、波川(なみかわ)様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。

よろしくをお願いします。

○意見陳述人

私は、滋賀自治労連書記次長の波川(なみかわひさし)と申します。

本日は、予定しておりました杉本の方が、来られなくなりましたので、代読という形で、意見を述べさせていただきます。

10分ということですので、最初の所の「記」の上の部分は省略させていただきます。では読み上げさせていただきます。

私たち滋賀自治労連は、県内の地方自治体のみならず地方独立行政法人、外郭団体、指定管理や業務委託で働く労働者を組織する労働組合の連合体です。地方自治体の業務委託や指定管理、地方独立行政法人、外郭団体などの職場では、多くの民間労働者が従事しています。

それらの労働者の賃金は、公務員に準じて設定されていることが多く、野洲市、近江八幡市、米原市、高島市といった地域手当非支給地では、国家公務員行政職1表適用者の高卒初任給は、給与法の規定に基づき時給換算すると898円となり、最低賃金の全国加重平均額930円を下回っています。同様に地方自治体で働く会計年度任用職員の多くは行政職給料表1級1号級を基礎として初任給決定されており、多くの自治体で用いられている月21日、1日7時間45分勤務で換算すると、地域手当不支給地では時給897円で、滋賀県内の最低賃金896円を1円上回るのみとなっています。この問題を解消するため、近江八幡市では、本年4月から最低時給を925円に引き上げましたが、他の地域手当不支給自治体で同様の措置が行われていたとは聞き及んでいません。

さらに、公務公共サービスに働く非正規労働者の多くが最低賃金近傍で働いているといわれています。そのことは、国の機関で働く非常勤職員について、国のルールで算出した

賃金額が地域最低賃金を下回る場合は、地域最低賃金まで引き上げるよう人事院が通知していることでも明らかです。

ましてや、業務委託で働く労働者については、ダンピング受注とも相まって劣悪な賃金・労働条件に追いやられています。本年4月から「滋賀県が締結する契約に関する条例」が施行されましたが、条例の制定過程や条例第6条に規定する「取組方針」策定過程において、滋賀自治労連や滋賀県労連は賃金加減条項の制定を求めましたが、県は「最低賃金制度などの規制があるので十分」との立場を崩していません。

財界のシンクタンクである経団連 21 世紀経済研究所は、「公共サービスの民営化によって、民間活力の発揮を目指したほか、生産性の向上や新たな需要創出を企図して、規制改革・緩和を進めてきた」「度重なる成長戦略の取りまとめと、その実行、及びその工程管理を行ってきたが、長期低迷から抜け出せない状況が続いている」「長期低迷から脱し、経済を成長させ、国民生活を向上させていくためには、従来型の思考や学説にとらわれず、抜本的な検討をしなければならない」という問題意識から経済構造研究会を立ち上げ、検討を進めてきました。

そして、本年6月2日に発表した報告書では「需要不足と中間層の衰退が悪循環を引き起こしており、需要不足は弱い消費や投資機会の縮小といった形で現れる」「家計の経済状況が改善しない状況においては、消費を拡大することは困難」と現状を分析し、「公共部門の賃上げと雇用拡大により、直接的に中間層の底上げを図りつつ、民間企業においても賃上げせざるを得ない環境にしていくべき」「財政支出によって各地に供給される資金が、その地域において循環し、経済成長していくことが望ましい」「本社機能の分散化、地元企業の経営支援拡大、地域金融機関の役割強化等により、地域内の経済循環を改善させていく必要がある」と提言し、これらを通じて「これまでの『需要不足と中間層衰退の悪循環』から、『需要拡大と中間層の底上げの好循環』へと移行させていく」べきと結論付けています。

正規地方公務員が削減される一方で、非正規地方公務員の増加は著しく、県内の市町では約4割、多い自治体では半数以上が会計年度任用職員をはじめとする非正規地方公務員

で占められており、この人たちの存在なくして地方自治体の業務は回らないといっても過言ではない状況です。

さらに、保育や学童保育といったエッセンシャルワークの多くが非正規職員によって担われています。

政府は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中で、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く労働者の収入を上げるため、公的価格の在り方の抜本的見直しとともに、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒し実施を打ち出し、地方公務員であても該当する労働者は対象とする旨を打ち出しましたが、市町村が実施責任を負う保育・幼児教育について滋賀自治労連が調査を行ったところ、正規職員・非正規職員とも処遇改善を行うとしたのは甲賀市、高島市、甲良町の3自治体のみで、大津市や近江八幡市などは非正規職員のみ改善、多くの自治体はいずれも改善していません。

国が改善すべきとし、財政措置まで行った職種の賃金改善を、地方自治体が他の理由つけて実施しないことが常態化すれば、地域内経済循環の改善などあり得ません。最低賃金の大幅引き上げによる地域の賃金底上げが、地域内経済循環に最も有効なのは論を待ちません。

全国各地で実施している最低生計費試算調査結果を見ても、健康で文化的な最低限の生活を送るためには、時給1,500円以上が必要です。コロナ禍の中で非正規労働者が解雇され、十分な生活保障を受けられず困窮し、やっとの思いで市町村の窓口で相談に来られる姿を多く見受けます。

賃金引き上げが困難な中小企業が存在することは承知しています。国や地方自治体はこれらの中小企業に手を差し伸べ、そこに働く労働者の下支え、底上げを行うことが、巡り巡って国や地方自治体の財政負担軽減につながると私たちは確信し、国や県、県内の市町にも要請や懇談を続けています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが公務・公共サービスの提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低

賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。以上、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございませんでしょうか。

○全委員

〔意見、質問等上がりず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

○会長

続いて、浜田(はまだ)様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。

よろしくお願いいたします。

○意見陳述人

滋賀県医療労働組合連合会執行委員長、浜田美子といたします。

大津日赤で看護師として働いています。実は今日も16時から夜勤なんですけど、今の実態をどうしても伝えたいと思い、今日、参加させていただきました。(意見書を)読ませていただきます。

労働者の賃金向上のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場は、看護師をはじめ、国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると、看護師は117,500円低い実態にあり、

更に、介護職所定内賃金は、全産業に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

皆さんの所に配られている別冊資料の17ページに資料6には、全国特定最賃決定の申し出というの、ここ数年看護師と介護職の場合をちょっと出されている状況で、今の実態のようなことがここに書かれています。実際に看護師とかの場合、夜勤手当の含まれた賃金で換算されているようで、実際に夜勤手当で言うと、私の場合で 円弱入っている、もし夜勤できなかったとしたら実際の賃金よりもそれくらい低い賃金で働いているという実態になります。

仕事に見合わない低賃金が離職を即し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬・介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。一緒に添付していますグラフを見ていただくと、各県の最賃額とリンクして賃金が低くなっている状況がうまれています。

私たち医療・介護・福祉労働者は、全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できない状況です。

コロナ禍が2年以上続く中、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合っており、奮闘が続けられています。

しかし、医療・介護への十分な補償も補填も無いため、そのしわ寄せは、労働者の賃金切り下げの形で現れました。この間、不十分ながらも政府の緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で、若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。この処遇改善事業に当てはまれていると思うのですが、処遇改善手当として、この2月くらいから処遇改善手当が出ています。実際、私で 円が毎月出ていますが、いろいろ条件がありますので、県下でも出ている病院は少なく、救急車の台数とかが決まっていますので、県下でも本当に少しの病院で、県立総合病院とか、限られた

病院しか支給されていない状況で、全国的にも看護師の4割5割しか支給されていない状況が今あります。

コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療・介護の提供は到底困難と言わざるを得ません。

先ほどの特定最賃を出している、日本医労連という労働組合が調査した結果、第5波までは踏ん張って、医療労働者が頑張って仕事をしていたんですが、第5波以降、離職が増えています。それが今の実態ということで、賃金の影響もすごく大きいというふうに考えています。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は、800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては、9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常(緊急)事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。

そのことが医療・看護・介護の提供体制の処遇にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

○全委員

〔意見、質問等上がりず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

〔意見陳述人を傍聴席に誘導〕

○会長

時間の都合で意見陳述はありませんでしたが、資料 1 の 7 ページの「コープしが労働組合」の意見書について、何かご質問等ございますか。

○全委員

〔意見、質問等上がりず〕

○会長

提出のあった意見書は以上です。

提出のあった意見書は、審議の参考とさせていただきます。

それでは、次の議題（２）「今後の審議日程について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

皆様、申し訳ございません。

先ほどの局長挨拶にもありましたとおり例年ですと、目安答申を、この第 2 回滋賀地方最低賃金審議会で報告しておりましたが、今年度は報告できません。新聞等でも報告があるように、25 日の中央最低賃金審議会小委員会終了後に、「連年のように翌日（26 日）開催ではなく、さらに時間をおいて議論を再開する。」と報告がありました。

したがって、昨日までに目安の報告がありませんでした。

滋賀県最低賃金について、目安答申がないまま専門部会において、金額審議等を行っても、労使双方の合意を得ることは不可能と思われるので、明日からの専門部会等の日程を別紙 11、最終ページの 49 ページ、「令和 4 年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程（変更案）」のとおり変更し、10 月 6 日の効力発行日を目指して審議をお願いしたいと思っています。

なお、この審議日程も 8 月上旬に目安答申があった場合の日程ですが、現時点においては、この（変更案）で審議を進めたいと思いますので、どうか、ご審議のほどよろしくお願いします。

さらに、これ以上目安答申が遅れる場合も想定できますが、その際は、特定（産業別）最低賃金の審議日程にも影響があり大きな日程変更が必要となります。その際は、改めて、時間をかけて日程調整を行うこととなりますので、よろしく申し上げます。

最後となりますが、目安の報告についてです。目安の報告は、例年、審議会で行ってまいりましたが、本審で伝えなければいけないという規定はございませんでした。

したがって、今年度は、滋賀県最低賃金専門部会において報告し、専門部会委員以外の代表委員の皆様には、メール報告に代えさせていただきたく、これにつきましてもご審議の方、よろしく申し上げます。

○会長

ただ今の「日程変更案」及び「目安の伝達」について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

労働者側は、何かございませんか。

○労働者側委員

労働者側としては、基本的にはこれまでから、10月1日発効ということで来ておりますので、労働側の変更案をご提示させていただき、ご協議を賜ればという様に思っておりますし、近畿2府4県の状況を聞いてますと、基本的には8月5日で10月1日発効の答申を目指すということで、どこもそれを目指しながら日程を組んでいるというふうに聞いてございますし、中央の目安がどうなるかということもありますし、状況によっては、当然十分な議論をするということで、その日程がずれることはありだと思っておりますが、この26日現在、資料11でいただいておりますが、はなからそこを、8月5日を飛び越えてということも含めても、8月5日に場合によっては、審議会を持てるような状況ではないのかというふうに思っておりますので、改めてご審議を賜ればというふうに思っています。

（労働者側日程変更案を配布）

○会長

（資料を）見ていただいて、使用者側はこの労働者側の意見に対してご意見ございますか。

○使用者側委員

今、労働者側からですね、10月1日発効を前提としたこの日程(案)を提示いただきました。

しかし、現状、今中央での目安審議の状況が不透明、非常に不透明な状況、こういう中、非常に皆さんご多忙にしている委員の皆さんのスケジュール調整を、今回も一度変更をしております。そういったスケジュール調整を頂き、出席下さっている我々使用者側委員の皆さんに対しても二転三転の変更は、開催日、また時間もかなりこれ、詰めた審議になっております。こういった内容で言えばですね、非常に厳しいと判断しております。

また、今みたいなこんな状況だからですね、なおさら十分な検討時間を確保して、十分審議ができる日程が必要と考えております。使用者側としては、当初の事務局案での審議日程をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長

事務局にお尋ねしますが、この労働者側変更案に基づき審議を行うとした場合、何か問題等がありますか。

○事務局(室長)

審議が有効となる出席人数の確認が必要となります。3分の2以上の出席が必要となりますので。

事務局提案の変更日程(案)においては、昨日までに、ほぼ全員の委員から出欠状況が確認できており、どの審議会においても、3分の2以上の出席が確認できております。

今回の事務局提案の変更日程(案)は、時間もない状況下でありましたが、各委員に無理をお願いして、審議会を優先していただき、日程調整をしていただきました。

これから再度、労働者変更日程(案)のとおり日程調整することは、非常に厳しい状況であると考えております。

○会長

今、仰っていただいた10月1日を前提とする労働者側のご意見、思いもありますし、

使用者側の意見もあり、現段階で事務局(案)は各委員の日程を確認したうえで、開催の人数確保ができていているということを考えますと、これから労働者側の(案)で再度確認をするということになると、各委員の日程の確保が困難になるかなということもありますし、労働者側の(案)で、2日から始めるというところも現状の目安伝達の見込みからどうかなということもありますので、会長としましては、このまま事務局の変更日程(案)を採用したいと思うんですが、労働者側如何でしょうか。

○労働者側委員

目安がどこで出るかというのがなかなか微妙なところなので、なかなか判断は難しいと思うんですが、ある面で言うと、2日なり3日の議論をした上で、当然中央の目安が出た上で、状況によっては事務局の示していただいた変更(案)の日程ということもあるのかなということなので、取り敢えず2日ないし3日、ここの中央の目安が出た段階で調整を図ることが、一定できるのではないかな。というのが労働側の思いではあります。

○会長

今回事務局側の案の日程調整はかなり苦労されて、何とかこの(案)ならば開催できるかなというところで、確保されている部分があるので、どうでしょうね、今回ちょっと異例な過程をたどっているというところがあるので、みんな混乱しているというところがあるんですけども、今回は、現段階でこの10、11日の(案)でやらしていくわけにはいかないでしょうか。

○労働者側委員

ちょっと、労働側だけで時間いただけますか。

○会長

いったんここで休憩を挿みます。

どれぐらい取りましようか。

○労働者側委員

10分もあれば。

○会長

それでは10分間休会とします。

(10分休憩)

○会長

再開いたします。労働者側如何でしょうか。

○労働者側委員

議論させていただいて、これまで、10月1日に地賃が上がってきていますので、今日は全員お揃いなので、あるいは、日程調整難しいということでもありますけれども、8月5日の12時半から審議会がまずできるのかどうかということから、ここで確認が取れると思うので、その辺の状況もありますし、2日に専門部会も入れておりますので、これで専門部会の委員の皆様が出席可能かどうかということをご判断いただいて、後は公益の判断でどうするかどうするかを確認いただければと思います。労働側としては、基本的に10月1日発効ということを主張におきながら、当然目安が出た段階でありますので、十分議論をするということ、何が何でも8月5日にこだわることではないんですけれども、可能であるならば、それを10月1日発効に向けて、審議に挑みながら、状況を見て場合によっては、労働局の8月10日の審議会までに何とかということを主張としてはさせていただきますと思います。

○使用者側委員

会長、(発言)いいですか。

○会長

どうぞ。

○使用者側委員

一旦、元々のオリジナルの日程がありました。今、中央でこういう状況になっております。目安が出ない状況の中ですので、事務局も含めて再度皆さんに、日程を優先させるように、仕事を振替ってってもらってるんです。以前は、ここはやる予定だったから、空いてるだろうではなくてですね、ここはもう既に、仕事をもちろん調整してもらってるわけですから、そう簡単に日程、これでいけるだろうというのは、非常に厳しいのではない

でしょうか。

あと、8月4日の日の午前と午後という日程をいただいています。今のこういう状況の中でですね、いろんな資料を準備したり、十分に検討した結果で、労使で議論していくということが、私は大事だと思います。もちろん、10月1日発効にこだわるということも一つの考え方だと思いますけれど、十分労使で議論を重ねて、この滋賀県の地賃をいくらにするのかということをごです、やっぱり検討していく時間が、私は必要だと思います。4日の日は、午前やって、また午後やって、これで2回できるではないか。5日の日は、このスケジュールでいったら、本当に限られた時間しかないですね。これ皆のスケジュールを見ると、最初の時間と最後の時間で限界がある中で、やるようなことになります。絵を描けば描けるんですけど、実際にこういうことで議論をするのは、私は如何なものかと思います。

ですから、使用者側としては、事務局(案)で十分な議論をさせていただきたいというふうに考えております。

会長、以上です。

○会長

はい。

今、予定を見て、労働側の変更(案)は、2日から始めて4日の午前に第3回の専門部会で、午後に・・・。

○労働者側委員

何が何でも、8月5日にこだわるわけではないんです。

ただ議論として、状況を見ながら、これは当然議論の中身でありますから、8月5日で行けるのかどうかはあるので。当然議論は慎重審議ということで進めさせていただくので、何が何でも、8月5日というわけではない。ただ2、3ということで、その辺の時間をとっていけないかということで。

○会長

そうしましたら、公益委員と労働者側委員と事務局で協議しましょうか。

(審議一旦中断。使用者側委員、控室にて待機。傍聴人一時退席。)

○会長

お待たせしました。では、再開したいと思います。

今、協議中に、委員の出席の確保の状況を見ていたのですが、労働者側変更(案)ですと出席委員の日程が確保できない日程があるということで、物理的に難しいということわかりました。

そういうことで、労働者側としても事務局(案)で、止むなしということでよろしいでしょうか。

○労働者側委員

はい。

○会長

そうしましたら、別紙 11 の「令和 4 年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程」で審議を進め、目安伝達は滋賀県最低賃金専門部会で報告し、専門部会委員以外の皆様は、メールで報告することとします。

事務局は、更に目安答申が遅れることとなりましたら、至急、連絡をしていただきたいと思います。

○事務局(室長)

かしこまりました。

目安の答申がありましたら、委員の皆様には、メールで報告いたします。ですので、その時期になりましたら、メールチェックをよろしくお願いいたします。

○会長

それでは次の議題に入ります。

議題(3)の「特定(産業別)最低賃金の改正決定等の必要性の有無について(諮問)」についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(補佐)

はい。

資料 No.9、31 ページをご覧ください。

令和4年7月19日に、労働者側より特定(産業別)最低賃金改正等の申出書が提出されており、その申出書に基づき作成しております。

申出の内容は、略称で「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の6業種の改正決定となっております。

なお、「公正競争ケース」として申し出があったものが、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」と「各種商品小売業」。

「労働協約ケース」としては、「新繊維工業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」となっております。

これらの申出書及び添付された書類を審査いたしましたところ、いずれの申出書につきましても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められましたので、本日、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長に改正決定等の必要性の有無について、諮問を行うこととさせていただいております。

以上でございます。

○会長

事務局から説明について、何か質問等はございますでしょうか。

○全委員

〔質問等上がりず〕

○会長

それでは、諮問文の手交をお願いします。(諮問文写しは事前配布)

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願いますか。

〔局長から会長に6業種の改正決定等の必要性の諮問文をまとめて手交〕

○会長

諮問文の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは諮問文を朗読させていただきます。諮問文の写しは、資料47ページになります。

朗読に際しましては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみ朗読とさせていただきます。

滋労発基0728第5号

令和4年7月28日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志(ひらい たてし) 殿

滋賀労働局長 小島 裕(こじま ゆたか)

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗(そ)製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外(ほか)5件の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、令和4年7月19日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の審議を求める。

記

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ・電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

滋賀県各種商品小売業最低賃金

以上でございます。

○会長

ただ今、6業種の改正の必要性の諮問文をいただきました。

諮問のありました6業種について、改正決定等の必要性の有無について、特別検討小委員会で協議の上、次回の第4回審議会で答申することとします。

では、次に、議題(4)「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(衛専)

それでは、資料について、ご説明いたします。

別冊資料2となっております「令和4年 最低賃金に関する基礎調査結果」について調査を担当いたしました、衛生専門官 高津よりご説明させていただきます。

「この調査は、最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものでございます。

調査対象とした事業所は、100人未満の製造業と30人未満の卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉業等の事業所で、令和4年6月分の賃金について回答を得た約930事業所、11,200人分のデータを母集団労働者数に復元して集計したものとなっております。

「総括表(1)」については、事業所規模別、年齢別に、「総括表(2)」については性別、年齢別に現行の最低賃金額から10円を差し引いた886円から1,499円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は946円までは1円刻み、1000円までは10円刻み、1000円以上は100円刻みとなっております。

賃金階級右横の合計欄の上段が、その階級の累積労働者数、下段括弧書きが累積構成比となっております。

就業形態（全て）、即ち一般労働者・パート計の 895 円の累積構成比を見ていただきますと、1.2 となっており、この数字が現行最低賃金の未満率となります。

表末尾に記載のある「第 1・4 分位数」とは、賃金額が低い方から見て累積構成比が全体の 1/4 となる賃金額であり、950 円となっています。表に戻りまして、累積構成比が初めて 25%を上回るのが 950 円から 959 円の賃金階級であり、この階級中に 950 円が含まれています。そして、下段集計欄の第 1・4 分位数をご覧くださいますと、こちらも 950 円となっております。

一般労働者でみると「第 1・4 分位数」は 1,143 円、パートでは 900 円となっております。

以上簡単ですが、別冊資料 2 の資料説明とさせていただきます。

○事務局(補佐)

続きまして、別冊資料 1「令和 4 年度 中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

第 63 回中央最低賃金審議会及び目安に関する小委員会の第 1 回から第 4 回までの資料となっております。

資料 1 ページから 18 ページまでが、第 63 回中央最低賃金審議会の資料となっております。5 ページが目安の諮問。6 ページから 11 ページまでが「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表」、12 ページから 16 ページが「経済財政運営と改革の基本方針 2022」の抜粋となっております。

第 1 回目安に関する小委員会の資料としましては、19 ページからとなります。主要統計資料としまして、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の 3 部構成となっております。24 ページからが全国統計資料編、54 ページからが都道府県資料編、67 ページからが業務統計資料編となっております。87 ページからが「足下(あしもと)の経済状況等に関する補足資料」、116 ページからが「最低賃金に関する調査研究」となっております。

第 2 回目安に関する小委員会の資料としましては、141 ページからとなります。142 ペ

ージから令和4年賃金改定状況調査結果となっております。「第4表」 男女別内訳が147ページ、一般・パート別内訳が148ページとなっております。152ページから生活保護と最低賃金に係る資料となっております、156ページから地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関する資料、159ページから賃金分布に関する資料、202ページから最新の経済指標の動向に関する資料、249ページから委員からの追加要望資料となっており、252ページが業務改善助成金の都道府県交付決定実績となっております。

本日の当局の資料には付けておりませんが、当局の担当部署である雇用環境・均等室に当局の状況を確認しましたところ、令和3年度の最終確定したこの助成金の申請数は、117件、うち特例コースは1件、交付決定件数は98件。令和4年度6月末までの交付申請数は、12件、うち特例コースは11件、交付決定数は7件、うち特例コースは1件となっております。

257ページ以降は第1回目安に関する小委員会資料の更新部分のみの資料となっております。

第3回目安に関する小委員会の資料としては、267ページ以降となります。参考資料として「委員からの追加要望資料」となっており、第2回目安に関する小委員会において委員から要望がありました269ページが「国内企業物価指数」、270ページが「輸入物価指数」それぞれの2012年からの推移となっております。また、273ページが「令和3年6月と、令和4年6月の両方の月に在籍している方に限定した賃金上昇率」を示している「第4表」となります。

第4回目安に関する小委員会の資料としては、275ページからとなります。276ページ以降は第1回目安に関する小委員会資料の更新部分のみの資料となっており、277ページから280ページは消費者物価指数の推移、同じ資料の104ページから107ページに6月の数値が入った最新版となっております。282ページは39ページの283ページは62ページのそれぞれの最新版になります。

今後の審議において、参考にさせていただければと思います。

以上簡単ですが、中央最低賃金審議会配布資料の説明とさせていただきます。

○会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

○全委員

〔意見、質問等上がらず〕

○会長

続きまして、議題（５）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについて、あらかじめ労使から忌憚のない意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられますので、令和４年度の滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者側からよろしくお願いします。

○労働側委員

新型コロナウイルス感染症によって、生活は大きく様変わりしております。主に中小企業や個人事業主、そこで働く労働者やパート、派遣、こういった立場の弱い人たちへの影響が大きく出ているという立ち位置の下に、滋賀県も昨日、過去最高の感染者数ということで、第７波ということで全国でも連日感染者数が記録を更新している状況にあります。

このような中、近畿財務局の７月２７日発表の滋賀県内７月判断の経済情勢報告では、総括判断は持ち直しているとの報告でありますし、個人消費も緩やかに回復しつつある。また、雇用情勢は持ち直しつつある。企業収益は、４年度は増益見込みとの報告がなされています。

私たちは、経済回復を自律的な成長軌道に乗せていくことが必要と考えており、「人への投資」これが重要であり、その重要な要素が最低賃金の引き上げに他ならないと思います。

また、今春闘では「人への投資」を積極的に求め、経営側も総じてこれに応えて、これまで以上の賃上げの広がりや底上げをはかることができたというふうに思っております。今回、労使で答えを出した賃上げの流れを、この最低賃金の引き上げに繋げ、社会全体の

賃金の底上げを図ることが重要だというふうに考えております。

今、急激な物価上昇に見舞われ、またこの秋口からも数多くの商品の値上げの報道がされています。この急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼし、とりわけ最低賃金近傍で働く者の生活は、苦しくなっております。経済の好循環を進めていく上で、とりわけGDPの6割が個人消費というふうに言われております。個人消費の拡大に大きく寄与し、企業や社会機能を支えるために、使命感を持って懸命に働き続けている全ての労働者にとって、その努力に報いるためにも、最低賃金の確実な引き上げを行うと共に、地域間格差の是正、こういった部分にも積極的に取り組み、この大きな課題の解決に向けても対応してまいりたいというふうに思います。

最低賃金は、先ほどの意見でも述べられていますが、健康で文化的な最低限度の生活を営むことに足る水準としては十分とは言えない状況でありますので、そういった部分、国際的にも先進国の中でも最低レベルであるということ踏まえながら、とりわけ「誰もが時給1,000円」の早期到達に向けて今回審議に臨んでいきたいと思っています。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、使用者側いかがでしょうか。

○使用者側委員

はい、使用者側の見解を申し上げたいと思います。

最低賃金の影響を大きく受ける中小企業、特に小規模事業者の経営を取り巻く環境は、コロナ感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁、天然ガス、石油等のエネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、先行きへの不安・懸念が高まり、予断を許さない状況にあります。

さらに、経営の基盤である電力・石油などの料金引き上げのおそれ、デジタル化に対応するための人材不足、原材料等の上昇価格を取引価格へ転嫁することが遅れているほか、同一労働・同一賃金の適正な運用、過去最高となる最低賃金の大幅引き上げ、社会保険料

の適用範囲の拡大、雇用保険料の引き上げなど、賃金を含めた制度改正による負担増により、一段と厳しさは増してきております。景況感の回復基調にある業種、企業と経営状況が厳しい業種、企業とに、大きく格差が生じている状況であることもご認識頂きたいと思っております。

こうした経営環境の下、政府が進める「成長と分配の好循環」を実現するためには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自主的な賃上げの促進が不可欠です。

デジタル化など生産性向上に資する支援策の拡充や「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をはじめとして、取引をする企業同士が、交渉しやすい土壌を整備することで、多くの企業の自主的な賃上げに繋がるというふうに我々も考えております。

近年の最低賃金については、「コロナ感染の影響が大きく、現行水準を維持することが適当」とされた令和2年、これを除いて、滋賀県においても平成28年度に引上げ額24円、令和3年度においては、引上げ額28円と過去最高額を更新する引上げが行われてきました。中小企業においては、経営実態と乖離した引上げが実施された結果、令和3年の影響率は滋賀県としても15.8%と高く、直接的な影響を受ける企業が増えてきた実態があります。

中央の小委員会より目安に関する提示は、現在ではまだ示されておりませんが、使用者側としましては、最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠のもとで、納得感のある水準を決定すべきであるというふうに考えております。

例年申しておりますとおり、最低賃金法で定められた3要素を総合的に表している「第4表」を重視した審議を基本に審議すべきと考えております。

また、最低賃金は業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用されます。景気後退局面においても引き下げることはいけません。

また、6月の内閣府発行の「月例経済報告」の総論では、「景気は持ち直しの動きがある。」というふうな報告もあります。

しかし、先程来、申しておりますとおり、経営に与える悪化要素を十分加味し議論する必

要があります。厳しい業況の企業に焦点を当てるべきとだというふうにも考えております。

以上を踏まえ、最低賃金法を順守した本来の地方審議会の目的を達成すべく、我々としては審議をしていく考えであります。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

労働者側からは、コロナ禍の影響もあるものの、経済状況も持ち直しており、経済回復の持続化のためにも賃金を上げていくことが必要であり、最低賃金を引き上げることにより、社会全体の賃金を引き上げることに繋がりたい。また、物価上昇の影響が、最低賃金近傍労働者に与えている打撃が大きくなっている。そのような取り組みが必要と思っている。

使用者側からは、コロナ禍、ウクライナ紛争、エネルギー問題等で、中小企業への影響が極めて大きい。最近の最低賃金の引き上げは、経営実態と乖離した上昇になっているのではないかと。中小企業の実態を踏まえた金額の審議が必要である等のご意見がございました。

今回の審議で、議論を交わしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（６）「事業所実地視察結果」です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（室長）

はい。２点ございます。

１点目は、先日開催しました滋賀地方最低賃金審議会事業所実地視察結果の報告です。参加いただいた委員の皆様、お疲れ様でした。

さて、実地視察結果をまとめてお手元に配布しましたので、お知らせします。

なお、当該資料は、企業の機密情報が含まれますので、非公開として、お取り扱いをお願いします。

２点目は、「特定最低賃金についての実地視察」です。

現在、新型コロナウイルス感染症は、第7波の状態に入り、第6波を超える非常に多くの感染者数となっております。感染状況をもう少し見極めたいと思いますので、次回の審議会で改めてご報告いたします。

以上です。

○会長

最後に議題(5)「その他」についてです。

事務局、何かありますか。

○事務局(補佐)

それでは、こちらの当局の資料について、私の方から説明をさせていただきます。

資料 1と 11、資料 9と 10 につきましては、既に議題が終了しているため、省かせていただきます。

資料の9ページ、資料 3は大津市の「消費者物価指数、令和4年6月分」です。こちらは、先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっております。

21ページ、資料 4は、「賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較」でございます。こちらの資料は、毎月勤労統計調査に基づく、きまって支給する給与の賃金指数の動向となっております。

続きまして、23ページ、資料 5でございますが、「生活保護と最低賃金の比較」となっております。こちらにつきましては、本省の資料、第2回目安小委員会で配布されているものです。別冊資料1の153、154ページはグラフで表示されていますが、そのデータを数字で表したものが資料 5となっております。全国で最低賃金額が生活保護費を上回っております。

続きまして、25ページ、資料 6「滋賀県最低賃金改正状況一覧」となっておりまして、平成19年度以降の最低賃金額等を示しております。

27ページ、資料 7こちらは「2022年 各集計機関別集計状況」につきましては、第1回本審時にお示ししたものに、本年7月1日時点での数値を入れ 前年同時期を昨年7月1日としたものとなっております。

29 ページ、資料 8 は「滋賀県最低賃金専門部会委員名簿」となっております。

地賃専門部会委員の皆様におかれましては、机上に「専門部会開催通知」を入れた封筒と人事異動通知書を置いておりますので、ご確認をお願い致します。

資料の説明は以上でございます。

○事務局（室長）

続きまして、私の方から滋賀地方最低賃金の答申における、マスコミ取材についてです。今年度においても、広く県民に最低賃金への関心をもっていただくため、第3回本審において、会長から局長への答申場面や頭撮りなど、テレビ等の取材を依頼します。答申時のマスコミの取材につきまして、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○会長

皆様、よろしいでしょうか。

労働者側からは、何かありますか。

○労働者側委員

特にありません。

○会長

使用者側からは、何かありますか。

○使用者側委員

特にありません。

○会長

ないようでしたら、第2回滋賀地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

皆様、お疲れ様でした。

○事務局（室長）

今回は、先ほど決まりました資料 11 のとおり、8月3日、9時30分から、この場で専門部会がありますので、委員の皆様は、ご出席いただきますよう、よろしく申し上げます。